



発行 新潟県

第84号

令和5年10月31日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 1129 特定猟具使用禁止区域の指定（環境対策課）
- 1130 鳥獣保護区の存続期間更新（環境対策課）
- 1131 鳥獣保護区特別保護地区の指定（環境対策課）
- 1132 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定（障害福祉課）
- 1133 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定（障害福祉課）
- 1134 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 1135 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 1136 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 1137 種苗生産事業者の登録（治山課）
- 1138 保安林の指定予定（治山課）
- 1139 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1140 公共測量の実施通知（監理課）
- 1141 公共測量の実施通知（監理課）
- 1142 公共測量の実施通知（監理課）
- 1143 公共測量の終了通知（監理課）
- 1144 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 1145 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 1146 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正（出納局管理課）

## 公 告

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 公聴会の開催（都市政策課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局業務課）
- 一般競争入札の実施（病院局業務課）

## 企業局管理規程

- 10 新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程（企業局総務課）
- 11 後谷ダム操作規程の一部を改正する規程（企業局施設課）
- 12 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程（企業局施設課）

## 選挙管理委員会規程

- 8 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

## 選挙管理委員会告示

- 101 個人演説会等を開催することのできる施設の指定及び指定内容の異動報告（選挙管理委員会）

## 監査委員公表

- 監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）
- 監査結果報告公表（監査委員事務局）

## 教育委員会公告

令和6年4月県立高等学校の全日制・定時制の生徒募集（高等学校教育課）

令和6年4月県立中等教育学校の生徒募集（高等学校教育課）

雑 報

一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第1129号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

令和5年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新津川・能代川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市秋葉区大関地内の新津川右岸の市道大関第21号下新線と県道新津村松線との交点を起点とし、ここから同県道を北西に進み、市道本町下興野線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、県道新潟新津線に至る。ここから同県道を北ないしは北西に進み、県道新潟中央環状線の大島橋西詰に至る。ここから大島橋を渡り能代川右岸堤防に至る。ここから同堤防に沿って南東に進み、市道新津2-799号線との交点に至る。ここから同市道を東から南に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

413ヘクタール（内水面 66ヘクタール）

(4) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 魚野川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

南魚沼市六日町地内の坂戸橋西端を起点とし、魚野川左岸堤防（河川管理道路）を北（下流）に向かって進み、六日町大橋西端、支流十二沢川および支流近尾川上の橋、美佐島橋西端を経て、南魚沼市二日町地内の二日町橋西端に至る。ここから同橋を渡り、魚野川右岸堤防を南（上流）に向かって進み、美佐島橋東端、六日町大橋東端を経て坂戸橋東端に至る。ここから坂戸橋を渡って起点を結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

53.0ヘクタール（内水面49.4ヘクタール）

(4) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 松波特定猟具禁止区域

(1) 目的

付近住宅街の静穏保護のため

(2) 区域

柏崎市荒浜1丁目、松波4丁目地内の国道352号と市道19-44号との交点を起点とし、同市道を東に進み、市道19-42号との交点に至る。ここから同市道を南に進み市道11-1号との交点に至る。ここから同市道を南東に進み開運橋を経て、一般県道黒部柏崎線との交点に至る。ここから同一般県道を南西に進み、市道4-2号との交点に至る。ここから同市道を西に進み、国道352号との交点に至る。ここから同国道を北東に進

み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

108ヘクタール(内水面14ヘクタール)

(4) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### ◎新潟県告示第1130号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書きの規定により、五頭連峰、十字峡、佐武流山、能生、新穂鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和5年10月31日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 五頭連峰鳥獣保護区

(1) 区域

阿賀野市所在国有林野下越森林計画区内113、114、115、116、117、118、119の各林班、120林班中い1、い2、い3、い4、い5、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、ろ6、ろ7、ろ8、ろ9、ろ10、ろ11、ろ12、ろ13、は、ハ1、ハ2、ハ3、ニ1、ニ2の各小班及び国有林野下越森林計画区内に介在する阿賀野市勝屋字広川原、葦平の民有地の区域並びに阿賀野市勝屋字大荒川1830-16、1830-17、1830-20、1830-21、阿賀野市大室字大室山3946-153、3946-159、3946-160、3946-184、3946-185、3946-186、3946-187、3946-189、3946-190、阿賀野市今板字葎沢1355-11、1355-12及び阿賀野市今板字山ノ下706-1、706-4の県有地の区域並びに東蒲原郡阿賀町所在国有林野下越森林計画区内205林班、206林班中い、ろ、は1、は2、に1、に2、ほ、へ、と1、と2、ち1、ち2、ち3、ち4、ち5、ち6、り3、り4、り5、ぬ1、ぬ2、イ1、イ2、ロの各小班、207林班中ほ2小班、208林班中へ2、と2の各小班及び209林班中へ2、と2の各小班的区域、並びに中ノ沢溪谷森林公園のうち阿賀町中ノ沢小鱒谷1344-6及び1344-7の区域。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和25年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は五頭山を中心とし、付近一帯はブナ林を主体とした天然林に覆われ、ミズナラ、ユキツバキ、オオバクロモジ等の植物も見受けられる。500~1,000メートル位の山塊郡に囲まれ、国有地であるため乱開発もされず、アカゲラ、コゲラなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的な巡視などにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、県立自然公園にも指定されており、青少年を対象とした自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

#### 2 十字峡鳥獣保護区

(1) 区域

三国川上流の十字峡を起点とし、ここから稜線を北東へ進み国有林界との交点に至る。ここから国有林界を東方に進み、起点の東方1,150メートルの位置に至る。ここから北西へ進み、黒又沢に至る。ここから同沢を北方へ進み、御神楽沢との合流点に至る。ここから同沢を北西へ進み、稜線をたどり国有林中越森林管理署第164林班と第166林班の境界に至る。ここから同境界を北方へ進み、旧六日町と旧大和町の町境に至る。ここから町境を東方へ進み、旧湯之谷村・旧六日町・旧大和町の境界に至る。ここから旧湯之谷村と旧六日町の境界を南東へ進み、新潟県と群馬県の県境に至る。ここから同県境を南方へ進み、丹後山(1,808.6メートル)、下津川山(1,927.7メートル)を経て国有林中越森林管理署第149-I林班と第156林班の境界に至る。ここから同第156林班と第149林班-I、第151、第152、第153、第154林班の境界線を進み国有林界に至る。ここから国有林界を東方へ進み、国有林中越森林管理署第158林班と第160-III林班の境界に至る。ここから同第158、第159、第160、第160-I林班と同第160-III、第160-II林班の境界線を進み下津川に至る。ここ

から下津川を北方へ進み起点に至る内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は低木林などからなる地域であり、イワツバメ、オオルリ、ホオジロ等の多様な鳥獣とともに、イヌワシ等の希少な猛禽類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

3 佐武流山鳥獣保護区

(1) 区域

標高2,191.5メートルの佐武流山を起点とし、ここから新潟県と長野県の県境を北方に進み、赤倉山(1,938.4メートル)を経て国有林中越森林管理署第45林班と第46林班の境界に至る。ここから同境界を東方へ進み、同第45、第44、第65林班と第46、第47、第48、第64林班の境界線を進み赤湯山(1,655.0メートル)に至る。ここから同第65、第40林班と第66林班の境界線を進み、同第66林班と第69林班の交点に至る。ここから大栃沢を南方に進み、さらに稜線を南東へ進み筍山(1,789.7メートル)に至る。ここから国有林中越森林管理署第67、第62、第61林班と第72、第73、第74、第76林班の境界線を進み新潟県と群馬県の県境に至る。ここから同県境を西方へ進み、上ノ倉山(2,107.8メートル)、忠次郎山(2,084メートル)を経て、新潟県・群馬県・長野県の県境に至る。ここから新潟県と長野県の県境を北方へ進み起点に至る内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、コルリ、コガラなどをはじめとする多様な鳥獣とともにイヌワシ等の希少な猛禽類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

広葉樹林、針葉樹林など鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

4 能生鳥獣保護区

(1) 区域

糸魚川市大字能生地内の国道8号と市道榎能生線との交差点を起点として、同国道を北東に進み同市大字百川地内の市道百川線との交差点に至る。ここから、同市道を東に進み、市道山王線との交差点から同山王線を南東に進み、農道猫岩線、同グミ平線、市道大王下村線を経て市道大王線との交差点に至る。ここから、同大王線を南東に進み同市大字大王地内の市道榎能生線との交差点に至る。ここから、市道榎能生線を西に進み、市道丸山線との交差点に至る。ここから、市道丸山線を北東に進み、同榎能生線を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、ウグイス、ヤブサメ、キビタキをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

## ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

## 5 新徳鳥獣保護区

## (1) 区域

佐渡市新徳長畝地内の主要地方道佐渡縦貫線と行谷川との交点である宮神崎橋を起点とする。ここから行谷川を西へ進み、市道長畝61号線の下野橋から約50メートル下流で、右岸の大排水路に至る。ここから大排水路を西へ進み、さらに同排水路を約500メートル北へと進み、市道長畝75号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み、市道水渡田27号線に至る。ここから同市道を北へ進み市道水渡田26号線との交点に至る。ここから同市道を東へ進み、市道金井22号線を経て市道吉井幹線7号線を東へ進み、市道吉井幹線3号線との交点に至る。ここから同市道を南東へ進み、市道潟上73号線を経て、市道潟上48号線との交点に至る。ここから同市道を約250メートル西へ進み南へ折れ、約500メートル進み市道潟上長畝1号線との交点に至る。ここから同市道を西へ進み、市道長畝55号線を経て、市道青木長畝1号線との交点に至る。ここから同市道を南へ進み、行谷川との交点である朱鷺見橋に至る。ここから行谷川を西へ進み、起点とを結ぶ内部一円とする。

## (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

## (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

## ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

## イ 指定目的

当該地域は、佐渡トキ保護センター、トキの森公園を中心としてトキ保護活動の重要な拠点であり、トキの野生復帰事業により放鳥されたトキのねぐらや採餌場所ともなっている。また、ヒヨドリ、シジュウカラ等の多様な鳥類が生息している地域であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保に資することを目的としている。

## ウ 管理方針

定期的な巡視を実行するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

## ◎新潟県告示第1131号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり指定する。

令和5年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 新徳鳥獣保護区新徳特別保護地区

## (1) 区域

佐渡市新徳長畝地内に所在する佐渡トキ保護センターの新潟県有地とする。

## (2) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

## (3) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

## ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

## イ 指定目的

新徳鳥獣保護区のうち、特に国際保護鳥であるトキの保護増殖を行っている佐渡トキ保護センター周辺の区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣環境の保全を図る。

トキ保護増殖事業計画と整合性を図りつつ、周辺のアカマツや雑木林などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生活環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## ウ 管理方針

定期的な巡視を実行するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

◎新潟県告示第1132号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

令和5年10月31日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	指定期間
黒川病院	胎内市下館字大開1522	令和5年10月25日から 令和8年10月24日
新潟県立精神医療センター	長岡市寿2-4-1	令和5年10月25日から 令和8年10月24日
柏崎厚生病院	柏崎市大字茨目字二ツ池2071番地1	令和5年10月25日から 令和8年10月24日
田宮病院	長岡市深沢町2300番地	令和5年10月25日から 令和8年10月24日
独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター	上越市大潟区犀潟468-1	令和5年10月25日から 令和8年10月24日

◎新潟県告示第1133号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

令和5年10月31日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	指定期間
新潟県立精神医療センター	長岡市寿2丁目4番1号	令和5年10月25日から 令和8年10月24日まで

◎新潟県告示第1134号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和5年10月31日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	1者	南区蔵主居浦825番 ほか1筆 0.6ha
長岡市	2者	関原1丁目中原3294番 ほか14筆 0.8ha
見附市	4者	庄川平町297番2 ほか17筆 7.9ha
上越市	1者	大島区大島滝川原6758番1 0.2ha

合計	8者	36筆 9.5ha
----	----	-----------

- 2 認可年月日  
令和5年10月31日

### ◎新潟県告示第1135号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年10月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
小千谷市大字東吉谷字藤田沢甲850番1	田	1,044

- 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和6年2月	3年	20,871 円

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

- 4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第71号（令和5年9月15日発行）で告示したが、令和5年9月29日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

- 5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局長岡支局に補償金を供託する。

- 6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局長岡支局において、補償金の還付を受けることができる。

- 7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

### ◎新潟県告示第1136号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年10月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿賀野市野田字老ヶ池75番1	田	790

- 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和6年4月	5年	8,205 円

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

- 4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第71号（令和5年9月15日発行）で告示したが、令和5年9月29日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

- 5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。

- 6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局新津支局において、補償金の還付を受けることができる。

- 7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第1137号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。

令和5年10月31日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	生産事業者		生産事業内容				事業所の名称		登録年月日
			種 穂		苗 木		名称	所在地	
	住所又は所在地	氏名又は名称	採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成			
620	新潟県村上市 桃川1085-1	有限会社 丸実	○	○	○	○	有限会社 丸実	新潟県村上市 桃川1085-1	令和5年10月19日

◎新潟県告示第1138号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年10月31日

新潟県佐渡地域振興局長

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県佐渡市宿根木192の1、225の1から225の3まで、227の1、227の2、228の1、228の3、244の4、246、271の1、272の1、272の2、273の1、273の2、478から481まで、481の1、481の2、482、483、484の1、484の2、485、486の1、487の1、487の2、488、489の1、489の2、490から492まで、493の1から493の5まで、494から496まで、497の1から497の3まで、499、499の1、500、501の1から501の3まで、502、503、503の1、505、520、525の1、525の2、527の1、527の2、527の4から527の6まで、528の1、528の2、528の4、535の1、542の1、543の1、543の2、915、916の1、918、920の1、920の2、923の1から923の3まで、925、926の1、928の1、928の5、929の1、930の1、931、933、934の1、934の2、935、938の1、939の1、940の1、1053

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、上越市及び妙高市の一部を受益地域とする県営木島地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月31日

新潟県上越地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年11月1日から令和5年11月30日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び妙高市役所

4 その他

(1) 審査請求について



この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第1140号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(UAVレーザ計測)
- 2 作業期間 令和5年10月23日から令和5年12月31日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市

---

◎新潟県告示第1141号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業期間 令和5年10月13日から令和5年12月11日まで
- 3 作業地域 上越市安塚区朴の木地内

---

◎新潟県告示第1142号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県糸魚川地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(農地環境整備事業(中山間農業農村総合)向田地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和5年10月23日から令和6年3月11日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市大字中谷内ほか地内

---

◎新潟県告示第1143号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上江端前地区土地改良共同施行代表から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(団体営(非補助)土地改良事業上江端前地区確定測量)
- 2 作業期間 令和5年2月10日から令和5年6月30日まで

3 作業地域 新潟県阿賀野市上江端ほか地内

◎新潟県告示第1144号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

村上市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 村上都市計画下水道事業

(2) 名称 村上市公共下水道（荒川処理区）

3 事業施行期間

平成6年2月15日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成6年新潟県告示第442号、平成10年新潟県告示第745号、平成12年新潟県告示第258号、平成15年新潟県告示第2146号、平成18年新潟県告示第286号、平成24年新潟県告示第461号、平成27年新潟県告示第984号及び令和4年新潟県告示第364号の事業地から村上市大津字蓮池から坂町字大道端までの区間内並びに大津字諏訪ノ木から大津字蓮池までの区間内を削る。

◎新潟県告示第1145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

新潟市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画下水道事業

(2) 名称 新潟市西部公共下水道

3 事業施行期間

平成5年6月25日から令和11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

◎新潟県告示第1146号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和5年11月1日から実施する。

令和5年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ銀行 <u>日本国内に所在する全店舗</u></td> <td><u>東京都千代田区</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	(略)	(略)	三菱UFJ銀行 <u>日本国内に所在する全店舗</u>	<u>東京都千代田区</u>	(略)	(略)	<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ銀行 <u>新潟支店</u></td> <td><u>新潟市</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	(略)	(略)	三菱UFJ銀行 <u>新潟支店</u>	<u>新潟市</u>	(略)	(略)
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																
(略)	(略)																
三菱UFJ銀行 <u>日本国内に所在する全店舗</u>	<u>東京都千代田区</u>																
(略)	(略)																
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																
(略)	(略)																
三菱UFJ銀行 <u>新潟支店</u>	<u>新潟市</u>																
(略)	(略)																

公 告

**予算の公表について（公告）**

令和5年10月17日新潟県議会において議決された令和5年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和5年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

## 令和5年度新潟県一般会計補正予算

令和5年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,790,825千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,361,760,822千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第9款 国庫支出金		千円 151,063,990	千円 3,425,355	千円 154,489,345	
	第1項 国庫負担金	27,735,458	87,749	27,823,207	
	第2項 国庫補助金	121,337,803	3,327,255	124,665,058	
	第3項 委託金	1,990,729	10,351	2,001,080	
第10款 財産収入		3,858,982	△ 16,600	3,842,382	
	第1項 財産運用収入	1,296,073	△ 16,600	1,279,473	
第11款 寄附金		1,430,693	174,183	1,604,876	
	第1項 寄附金	1,430,693	174,183	1,604,876	
第12款 繰入金		24,381,512	90,744	24,472,256	
	第2項 基金繰入金	19,753,201	90,744	19,843,945	
第13款 諸収入		235,118,045	851,448	235,969,493	
	第5項 受託事業収入	16,948,069	76,320	17,024,389	
	第6項 収益事業収入	1,913,279	161,900	2,075,179	
	第8項 雑収入	4,781,840	613,228	5,395,068	
第14款 県債		219,321,000	374,000	219,695,000	

	第1項 県	債	219,321,000	374,000	219,695,000
第15款 繰越金			160,000	5,891,695	6,051,695
	第1項 繰越金		160,000	5,891,695	6,051,695
<b>歳入</b>	<b>合計</b>		<b>1,350,969,997</b>	<b>10,790,825</b>	<b>1,361,760,822</b>

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第2款 総務費		千円 26,326,284	千円 202,493	千円 26,528,777
第1項 政策費	策	6,029,370	7,775	6,037,145
第2項 総務管理費	管 理	10,206,821	195,198	10,402,019
第3項 統計調査費	計 査	540,771	△ 480	540,291
第3款 環境費		5,220,798	186,931	5,407,729
第2項 環境対策費	境 対 策	765,374	3,618	768,992
第4項 防災費	防 災	3,044,012	183,313	3,227,325
第4款 福祉保健費		197,414,545	290,785	197,705,330
第1項 福祉保健費	福 祉 保 健	22,024,722	31,393	22,056,115
第3項 地域医療政策費	地 域 医 療 政 策	11,909,164	227,047	12,136,211
第8項 障害福祉社費	障 害 福 祉	23,191,138	8,367	23,199,505
第10項 感染症対策費	感 染 症 対 策	13,122,580	23,978	13,146,558
第6款 産業費		221,766,636	1,247,623	223,014,259
第1項 産業政策費	産 業 政 策	2,318,416	6,300	2,324,716
第2項 地域産業振興費	地 域 産 業 振 興	199,776,344	445,425	200,221,769
第3項 創業・イノベーション推進費	創 業 ・ イ ノ ベーション推進	2,653,413	195,700	2,849,113
第4項 産業立地費	産 業 立 地	10,880,424	302,146	11,182,570

第5項	観文ス	光化一ツ	費費費	1,727,237 2,478,267 1,662,468	10,221 283,222 4,609	1,737,458 2,761,489 1,667,077
第7款	農林水産業費			67,238,328 1,790,350 3,032,723 27,182,300 1,296,402	154,971 125,000 2,811 25,000 2,160	67,393,299 1,915,350 3,035,534 27,207,300 1,298,562
第8款	土木費			142,211,404 57,416,894 12,886,425 7,143,450 20,369,874 2,276,961 566,917	1,772,864 165,823 100,000 10,471 73,509 1,353,061 70,000	143,984,268 57,582,717 12,986,425 7,153,921 20,443,383 3,630,022 636,917
第9款	警察費			50,831,366 46,931,628 3,899,738	6,699 4,611 2,088	50,838,065 46,936,239 3,901,826
第10款	教育費			156,654,304 41,583,424	69,516 38,236	156,723,820 41,621,660



	第6項 生涯学習推進費	510,437	182	510,619
	第9項 大学費	1,523,898	31,098	1,554,996
第11款 災害復旧費	第3項 社会福祉施設災害復旧費	7,332,030	358,943 358,943	7,690,973 358,943
第13款 諸支出金	第2項 雑支出	170,205,397 2,753,400	6,500,000 6,500,000	176,705,397 9,253,400
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>	<b>1,350,969,997</b>	<b>10,790,825</b>	<b>1,361,760,822</b>

第2表 継続費補正 1 変更																		
款	項	事業名	補		正		前		補		正		後					
			額	千円	年度	割額	年度	割額	額	千円	年度	割額	年度	割額	額	千円		
第8款 土木費	第3項 河川海岸費	一級河川福島潟 広域河川改修事業費 (福島潟水門本体)	3,500,000	千円	29	0	29	0	千円	0	29	0	29	0	千円	0		
					30	520,137	30	520,137	30	520,137	30	520,137	30	520,137	30	520,137		
					元	690,000	元	690,000	元	690,000	元	690,000	元	690,000	元	690,000		
					2	540,000	2	540,000	2	540,000	2	540,000	2	540,000	2	540,000		
					3	315,000	3	315,000	3	315,000	3	315,000	3	315,000	3	315,000		
					4	650,000	4	650,000	4	650,000	4	650,000	4	650,000	4	650,000		
					5	390,000	5	390,000	5	390,000	5	390,000	5	390,000	5	390,000		
					6	394,863	6	394,863	6	394,863	6	394,863	6	394,863	6	394,863		
					25	0	25	0	25	0	25	0	25	0	25	0	25	0
					26	533,497	26	533,497	26	533,497	26	533,497	26	533,497	26	533,497	26	533,497
27	3,719,041	27	3,719,041	27	3,719,041	27	3,719,041	27	3,719,041	27	3,719,041	27	3,719,041					
	第6項 建築費	十日町病院改築事業	14,224,310	千円	14,283,828	千円	14,283,828	千円	14,283,828	千円	14,283,828	千円	14,283,828					

28	544,797	28	544,797
29	317,279	29	317,279
30	1,019,749	30	1,019,749
元	4,223,793	元	4,223,793
2	2,211,127	2	2,211,127
3	729,421	3	729,421
4	532,897	4	532,897
5	392,709	5	452,227



内野浜・四ツ郷屋海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和6年度	130,000千円
竹ヶ花海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和6年度	20,000千円
窪田海岸海岸環境整備工事請負契約	令和6年度	40,000千円
戸地海岸海岸高潮対策工事請負契約	令和6年度	100,000千円
鬼伏海岸海岸堤防等老朽化対策緊急工事請負契約	令和6年度	42,000千円
小野見海岸海岸堤防等老朽化対策緊急工事請負契約	令和6年度	28,000千円

2 変更		事項	補正		補正		補正		後	説明
			期	間	限	額	期	間		
		県道佐渡一周線仮設橋賃借契約	令和5年度から 令和8年度まで			80,000千円		令和5年度から 令和8年度まで	100,000千円	
		一級河川浄土川広域河川改修工事請負契約	令和6年度		180,000千円			令和6年度	270,000千円	
		津島屋閘門排水機場特定構造物改築(ポンプ設備)工事請負契約	令和5年度から 令和6年度まで		300,000千円			令和5年度から 令和7年度まで	300,000千円	
		警備艇定期検査工事請負契約	令和6年度		58,232千円			令和6年度	73,379千円	

起債の目的		補		正		前		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	
災害復旧事業費	2,325,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	2,697,000	千円	補正前に同じ				
	345,000				347,000						
合計	219,321,000									219,695,000	

令和5年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,645千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234,543千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
 1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 215,898	千円 18,645	千円 234,543
	第1項 国庫支出金	54,992	6,250	61,242
	第3項 繰入金	142,246	11,874	154,120
	第4項 雑収入	5	521	526
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>215,898</b>	<b>18,645</b>	<b>234,543</b>



2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		千円 215,898	千円 18,645	千円 234,543
	第1項 災害救助費	169,735	18,124	187,859
	第3項 県債費	44,974	521	45,495
<b>歳</b>	<b>出 合 計</b>	<b>215,898</b>	<b>18,645</b>	<b>234,543</b>

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104,709千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,006,046千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業収入		千円 3,901,337	千円 104,709	千円 4,006,046
	第3項 財産収入	200,841	△ 374	200,467
	第5項 諸収入	22,293	△ 11,919	10,374
	第7項 繰越金	1	117,002	117,003
<b>歳入</b>	<b>合 計</b>	<b>3,901,337</b>	<b>104,709</b>	<b>4,006,046</b>

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	3,901,184 千円	104,709 千円	4,005,893 千円
	第2項 県債費	2,558,967	107,656	2,666,623
		1,342,217	△ 2,947	1,339,270
<b>歳</b>	<b>出</b>	<b>3,901,337</b>	<b>104,709</b>	<b>4,006,046</b>
	<b>合 計</b>			

令和5年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	76,833,939	51,073	76,885,012
第1項 医業収益	61,721,489	51,073	61,772,562

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	78,337,440	46,432	78,383,872
第1項 医業費用	76,443,625	46,432	76,490,057

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,856,287千円は、過年度分損益勘定留保資金1,856,287千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	千円 6,970,120	千円 59,600	千円 7,029,720
第2項 企業債	2,878,000	59,600	2,937,600

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	千円 8,826,489	千円 59,518	千円 8,886,007
第1項 建設改良費	3,319,542	59,518	3,379,060

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元 金 額		変 更 金 額				
			総額	年割額	総額	年割額			
1 資本的支出	1 建設改良費	十日町病院改築事業	千円	千円	千円	千円			
			25	25	25	25			
			26	546,230	26	546,230			
			27	3,726,370	27	3,726,370			
			14,863,351		14,863,351	28	561,097		561,097

						29	321,756	29	321,756
						30	1,028,382	30	1,028,382
						元	4,248,794	元	4,248,794
						2	2,384,015	2	2,384,015
						3	745,495	3	745,495
						4	542,137	4	542,137
						5	413,792	5	473,310
						6	345,283	6	285,765

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
病院整備事業費	千円 2,878,000	千円 2,937,600

令和5年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	3,910,469	68,577	3,979,046
第2項 医業外収益	3,847,076	68,577	3,915,653

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	4,019,778	68,577	4,088,355
第1項 医業費用	2,827,293	29,740	2,857,033
第2項 医業外費用	1,178,494	38,837	1,217,331

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	千円 26,472,899	千円 △ 23,018	千円 26,449,881
第3項	負担金交付金	1,951,779	△ 23,018	1,928,761

支出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	千円 26,472,899	千円 △ 23,018	千円 26,449,881
第1項	建設改良費	25,884,535	△ 23,018	25,861,517

(他会計からの補助金)

第4条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1,563,933千円に改める。



**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年10月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 （仮称）ツルハドラッグ加茂柳町店  
所在地 加茂市柳町2丁目乙106-2 外  
設置者 株式会社ツルハ
- 2 届出の概要及び公告日  
概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
公告日 令和5年6月20日
- 3 意見の概要
  - (1) 加茂市からの意見の概要  
意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間  
令和5年10月31日から令和5年11月30日まで

**説明会・公聴会の開催について（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、妙高都市計画道路の変更の素案について、次のとおり説明会・公聴会を開催する。

令和5年10月31日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 素案の概要  
別紙「妙高都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。
- 2 説明会
  - (1) 説明会の日時  
令和5年11月8日（水）午後7時から
  - (2) 説明会の開催場所  
新井総合コミュニティセンター 2階 大会議室 （妙高市上町9番2号）
- 3 公聴会
  - (1) 公聴会の日時  
令和5年12月4日（月）午後7時から
  - (2) 公聴会の開催場所  
新井総合コミュニティセンター 2階 大会議室 （妙高市上町9番2号）
  - (3) 素案の縦覧  
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課、妙高市役所建設課において、令和5年10月31日（火）から令和5年11月14日（火）まで縦覧に供する。
  - (4) 公聴会に出席して意見を述べることができる者  
妙高市の住民及び利害関係人
  - (5) 公述申出の方法  
変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。
  - (6) 公述申出期限  
令和5年11月14日（火）（当日消印有効）

## (7) 公述申出先

- ① 上越市本城町5番6号(〒943-8551)  
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課  
電話 025-526-9516
- ② 妙高市栄町5番1号(〒944-8686)  
妙高市役所建設課  
電話 0255-74-0025

## (8) 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人(最大10名)を決定する。

## (9) 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

## (10) 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

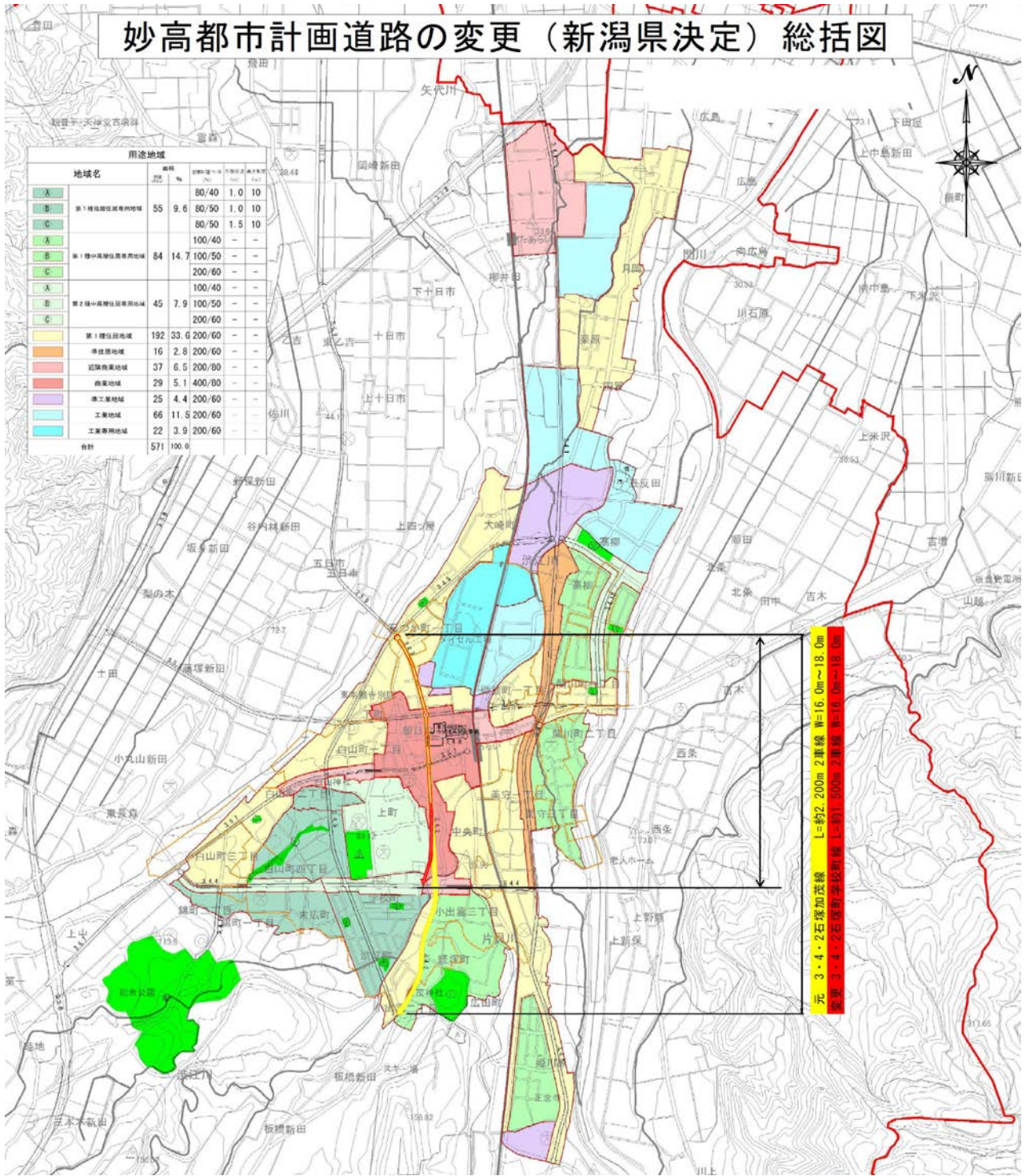
なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

## (11) 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

## 4 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1(〒950-8570)  
新潟県土木部都市局都市政策課  
電話 025-280-5429



#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 落札件名及び数量  
普通乗合自動車（大型バス） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県出納局会計検査課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日

- 令和5年9月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
新潟日野自動車株式会社  
新潟県新潟市西区流通1丁目5番地13
  - 5 落札価格  
31,476,673円
  - 6 契約決定方式  
一般競争入札
  - 7 落札方式  
最低価格
  - 8 入札公告日  
令和5年9月5日

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、輸液ポンプの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年10月31日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

- 1 入札に付する事項
  - (1) 品名及び数量  
輸液ポンプ 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
令和5年11月30日（木）
  - (4) 納入場所  
新潟県立松代病院  
新潟県立柿崎病院  
新潟県立津川病院  
新潟県立妙高病院  
新潟県立がんセンター新潟病院  
新潟県立精神医療センター
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5557

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書及び応札仕様書の提出期限

令和5年11月7日(火)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年11月13日(月)午前10時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

見積もる契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認申請書及び応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、シリンジポンプの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年10月31日

新潟県病院局事業管理者 山崎 理

1 入札に付する事項

(1) 品名及び数量

シリンジポンプ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年11月30日(木)

## (4) 納入場所

新潟県立津川病院  
新潟県立妙高病院  
新潟県立がんセンター新潟病院  
新潟県立精神医療センター

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県病院局業務課  
電話番号 025-280-5557

## (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認申請書及び応札仕様書の提出期限  
令和5年11月7日(火)午後5時15分

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和5年11月13日(月)午前11時00分  
新潟県庁行政庁舎16階入札室

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

見積もる契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認申請書及び応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない（提出がないときは、契約を締結しない場合がある）。

イ 詳細は入札説明書による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第10号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月31日

新潟県企業管理者 榊澤 尚

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																												
<p>(設置)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 発電管理センターの所管する発電施設（高田発電所にあつては運転操作に関する事項に限る。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電施設</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高田発電所</td> <td>上越市大字今泉</td> </tr> </tbody> </table> <p>(設置)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2 上越利水事務所の所管する施設（発電所にあつては運転操作に関する事項を除く。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高田発電所</td> <td>上越市大字今泉</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発電施設	位置	(略)	(略)	高田発電所	上越市大字今泉	施設	位置	高田発電所	上越市大字今泉	(略)	(略)	<p>(設置)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 発電管理センターの所管する発電施設（高田発電所及び新高田発電所にあつては運転操作に関する事項に限る。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電施設</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高田発電所</td> <td>上越市大字今泉</td> </tr> <tr> <td><b>新高田発電所</b></td> <td><b>上越市大字今泉</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(設置)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p>2 上越利水事務所の所管する施設（発電所にあつては運転操作に関する事項を除く。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高田発電所</td> <td>上越市大字今泉</td> </tr> <tr> <td><b>新高田発電所</b></td> <td><b>上越市大字今泉</b></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発電施設	位置	(略)	(略)	高田発電所	上越市大字今泉	<b>新高田発電所</b>	<b>上越市大字今泉</b>	施設	位置	高田発電所	上越市大字今泉	<b>新高田発電所</b>	<b>上越市大字今泉</b>	(略)	(略)
発電施設	位置																												
(略)	(略)																												
高田発電所	上越市大字今泉																												
施設	位置																												
高田発電所	上越市大字今泉																												
(略)	(略)																												
発電施設	位置																												
(略)	(略)																												
高田発電所	上越市大字今泉																												
<b>新高田発電所</b>	<b>上越市大字今泉</b>																												
施設	位置																												
高田発電所	上越市大字今泉																												
<b>新高田発電所</b>	<b>上越市大字今泉</b>																												
(略)	(略)																												

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

新潟県企業局管理規程第11号

後谷ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月31日

新潟県企業管理者 樺澤 尚

後谷ダム操作規程の一部を改正する規程

後谷ダム操作規程（昭和43年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(調整池の諸元等)</p> <p><b>第3条</b> ダム及び調整池の諸元、その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 最大使用水量 毎秒7.00立方メートル</p>	<p>(調整池の諸元等)</p> <p><b>第3条</b> ダム及び調整池の諸元、その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 最大使用水量</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 高田発電所 毎秒7.00立方メートル</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 新高田発電所 毎秒1.60立方メートル</u></p>

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。



新潟県企業局管理規程第12号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月31日

新潟県企業管理者 樺澤 尚

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程（昭和61年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

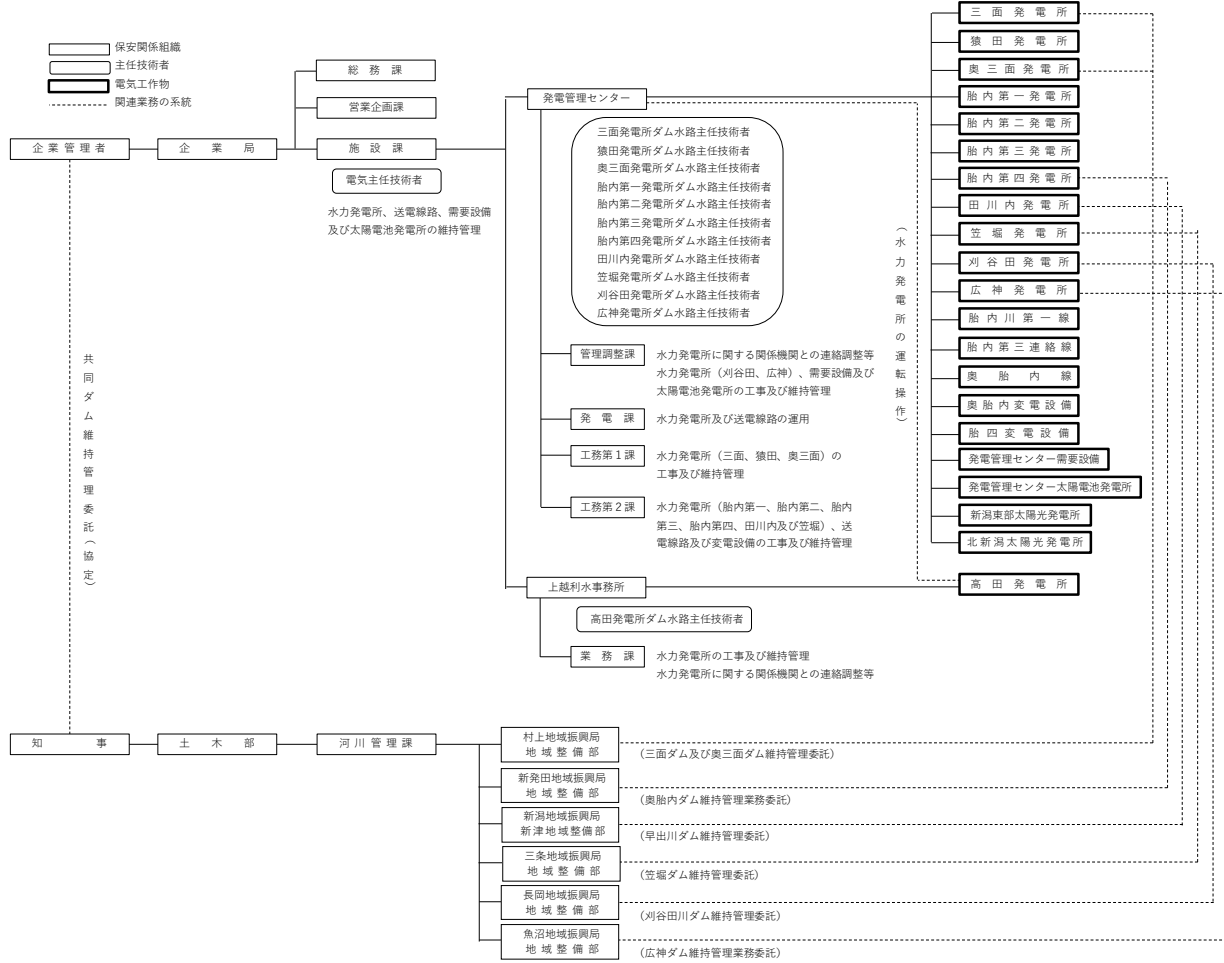
改正後			改正前		
(主任技術者の選任) <b>第5条</b> (略) 2 主任技術者の選任は、原則として、次の各号に掲げる主任技術者の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、対象者が主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けていないときは、免状の交付を受けている者のうち、当該対象者の職制上直近下位の職にある者を対象者とする。 (1) 電気主任技術者			(主任技術者の選任) <b>第5条</b> (略) 2 主任技術者の選任は、原則として、次の各号に掲げる主任技術者の区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、対象者が主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けていないときは、免状の交付を受けている者のうち、当該対象者の職制上直近下位の職にある者を対象者とする。 (1) 電気主任技術者		
事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者	事業場又は設備	選任する事業場又は組織	対象者
(略)		施設課	(略)		施設課 <u>(現に選任される者を本条において「統括主任技術者」という。)</u>
(2) (略) (主任技術者不在時の措置) <b>第7条</b> やむを得ない事情により主任技術者がその職務を遂行できない場合は、あらかじめ企業局長が指名した者（以下「 <u>代務者</u> 」という。）がその職務を代行する。 2 <u>代務者</u> は、前条第1項に規定する主任技術者の職務を誠実に遂行するものとする。			(2) (略) (主任技術者不在時の措置) <b>第7条</b> やむを得ない事情により主任技術者がその職務を遂行できない場合は、あらかじめ企業局長が指名した者（以下「 <u>代行者</u> 」という。）がその職務を代行する。 2 <u>代行者</u> は、前条第1項に規定する主任技術者の職務を誠実に遂行するものとする。		

第2条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

保安に関する組織



第3条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第12条関係)

巡視、点検及び検査の基準

設備別	巡視		点検（検査を含む）			備考			
	機器設備	頻度	機器設備	項目	頻度				
水力発電設備	水力設備	1回/月	ダム	外観点検	1回/年 ※1	※1については、地質・地形・点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して点検頻度を減少させることができる。 この場合において、点検頻度減少の限度は規定しない。 ※2については、次のとおりとする。 (1) 最初の満水の日から起算して1年を経過しないダムにあっては1回/日とする。 (2) 最初の満水の日から起算して1年を経過し、3年未満のダムにあっては1回/週以上とする。 ※3については、測定結果により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、頻度を減少又は測定を省略することができる。 ※4については、測定結果等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断される場合は、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して測定頻度を減少させることができる。 この場合において、測定頻度減少の限度は規定しない。			
				漏水測定	2回/月 ※2				
				揚圧力測定	1回/3月 ※3				
				予備動力作動点検	1回/月				
				貯水池 外観点検	1回/年 ※1				
				調整池 堆砂状況	1回/年				
				水路 外部点検	1回/年 ※1				
				内部点検	1回/3年 ※1				
				水圧鉄管肉厚測定	1回/6年 ※4				
				露出管で20年以上経過したもの					
電気・機械設備	2回/月	水車発電機	外部点検	1回/3年	※5については、水質条件・材質・運転形態等により、発電所個々に定期に行うものとし、別に定める。 ※6については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等に指定するものは、1回/6年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 ※7については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等に指定するものは、1回/12年とする。 (2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。				
			測定試験	1回/3年					
			内部点検	1回/12年 ※5					
			主要変圧器 外部点検	1回/3年					
			主要遮断器 外部点検	1回/3年 ※6					
			測定試験	1回/3年 ※6					
			内部点検	1回/6年 ※7					
送電設備	2回/年 ※8	支持物、電線	外観点検	1回/10年	※8については、次のとおりとする。 (1) 電線路の経過地の状況変化が著しく、電線路に支障を及ぼす恐れのある区間で特に指定する箇所については1回以上/月とする。ただし、豪雪地の積雪期間等においては、経過地の状況を考慮して、この巡視頻度を1回/3月を限度に減少させることができる。 (2) 台風、地震等の自然現象により電線路の異常が予想される場合については、必要の都度巡視を実施する。また、営業、釣り場等により、電線路に異常発生が予測される区間および時期については、現場実態に合わせ計画を立て、巡視を実施する。 (3) 地中送電線路の巡視については地上巡視とする。 ※9については、地上からの巡視・点検のみでは確認できないマンホール・暗きょの内部で行う点検をい、収容ケーブルの外観点検を含む。 ※10については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等に指定するものは、1回/6年とする。 (2) 遮断器については、動作回数管理も行う。 ※11については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等に指定するものは、1回/12年とする。 (2) 遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。				
			鉄塔	1回/15年					
			不良端子検出	1回/6年					
			ケーブル終端部	1回/6年 ※9					
			管路マンホール	1回/3年 ※10					
			外部点検	1回/3年 ※10					
			測定試験	1回/3年 ※10					
			内部点検	1回/6年 ※11					
			変電設備	1回/月		主要変圧器	外部点検	1回/3年	※12については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等に指定するものは、1回/6年とする。 (2) 遮断器については、動作回数管理も行う。 ※13については、次のとおりとする。 (1) ガス遮断器等に指定するものは、1回/12年とする。 (2) 遮断器については、動作回数管理も行う。 (3) 動作回数の極めて少ない遮断器については別に定める。
							外部点検	1回/3年 ※12	
							測定試験	1回/3年 ※12	
内部点検	1回/6年 ※13								
配電設備	1回/年	主要機器	外部点検	1回/2年					
			測定試験	1回/4年					
			電路 測定試験	1回/2年					
電力用保安通信設備	1回/年	通信線路及び無線、搬送装置	測定試験	1回/3年					
			接地装置 測定試験	1回/5年					
需要設備	1回/月 ※14	主要機器	外部点検	1回/2年	※14については、電路、低圧機器の場合は1回/2年とする。 (ダム管理所の電気設備に準用する。)				
			測定試験	1回/4年					
太陽電池設備	1回/月	太陽電池	外部点検	1回/2年					
			測定試験	1回/4年					
電気設備	1回/月	逆変換装置	外部点検	1回/2年					
			測定試験	1回/4年					

注1 巡視とは、電気工作物の異状を発見するため、目視など巡視者の主として五感によって設備の外観、計器表示などを見回り、運転支障を伴わない軽微な手入れを行うことをいう。  
 2 外観点検とは、周辺の状況を含め、機能維持のため外部から目視等により当該設備の状態確認を行う点検をいう。  
 3 外部点検とは、設備の機能維持のために外部から状態確認を行う点検及び検査をいう。ただし、水車については、放水して設備の点検及び検査を行うことをいう。  
 4 内部点検とは、設備の機能回復又は機能維持を目的として、精密に内部の点検を行い、損傷、摩滅、その他異常部分の取替え、補修を行い、併せて詳細な検査、試験等を行うことをいう。  
 5 測定試験とは、設備の機能維持のため、測定器具を使用し、設備の性能、異常部分等の測定試験を行うことをいう。  
 6 積雪期又は災害発生時等巡視員に危険が生ずるおそれのある場合は、上記の巡視等の頻度を減らすことができる。  
 7 電気工作物の工事中においては、工事対象設備に対する上記の巡視等の頻度を減らす又は巡視等を行わないことができる。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第8号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
佐渡市	(略)	(略)	佐渡市	(略)	(略)
	(略)	(略)		<u>真野みずほ病院</u>	<u>佐渡市真野73</u>
(略)			(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第101号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動があった旨の報告があった。

令和5年10月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
長岡市中之島コミュニティセンター上通分室	長岡市中之島6105番地	多目的ホール	180.00	令和5年10月11日
長岡市中之島コミュニティセンター中通分室	長岡市横山甲715番地	会議室	57.97	令和5年10月11日
長岡市中之島コミュニティセンター中野分室	長岡市中野中甲1674番地2	広間	86.95	令和5年10月11日

長岡市中之島コミュニティセンター中条分室	長岡市中之島中条丙11番地1	大広間	59.62	令和5年10月11日
長岡市中之島コミュニティセンター信条分室	長岡市中条新田68番地	和室	54.65	令和5年10月11日
長岡市中之島コミュニティセンター西所分室	長岡市中西1603番地	大広間	69.56	令和5年10月11日
長岡市中之島コミュニティセンター三沼分室	長岡市赤沼265番地1	和室	63.76	令和5年10月11日
長岡市種苧原地区センター	長岡市山古志種苧原2603番地	体育館	585.78	令和5年10月11日
長岡市虫亀地区センター	長岡市山古志虫亀893番地	体育館	651.55	令和5年10月11日
和南津集会所	長岡市川口和南津882番地2	広間	79.50	令和5年10月11日
中山生活改善センター	長岡市川口中山199番地	大会議室	48.60	令和5年10月11日
西川口集落開発センター	長岡市西川口1605番地	大会議室	117.50	令和5年10月11日
長岡市田麦山地区センター	長岡市川口田麦山543番地	体育館 旧職員室	526.24 57.80	令和5年10月11日
長岡市泉水地区センター	長岡市川口牛ヶ島424番地1	体育館	527.25	令和5年10月11日
牛ヶ島集落開発センター	長岡市川口牛ヶ島1098番地1	大会議室	66.25	令和5年10月11日
武道窪集落開発センター	長岡市川口武道窪156番地5	大会議室	60.87	令和5年10月11日
ふれあい交流館	長岡市川口相川1945番地1	大会議室	64.80	令和5年10月11日
木沢集落開発センター	長岡市川口木沢507番地2	集会室	59.62	令和5年10月11日

## 2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
長岡市荷頃地区センター	長岡市北荷頃2439番地甲	大ホール 広間 (旧大ホール)	120.00 48.00 (旧120.00)	令和5年10月11日
長岡市文納地区センター	長岡市文納2632番地子	大集会室 小会議室 (旧大集会室)	46.00 24.80 (旧46.00)	令和5年10月11日
長岡市栃尾地域交流拠点施設	長岡市中央公園1番67号	大ホール 小ホール 会議室 交流ルーム コミュニティールーム	340.00 176.00 258.00 162.00 90.00	令和5年10月11日

		和室A	63.00	
		和室B	128.00	
		(旧大ホール、小ホール)	(旧340.00、176.00)	

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

令和4年度企業会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定によりその内容を公表する。

令和5年10月31日

新潟県監査委員 八 木 浩 幸  
 新潟県監査委員 小 島 義 徳  
 新潟県監査委員 小 島 晋  
 新潟県監査委員 岡 俊 幸

企業会計

部局名	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>病院局</p>	<p><b>【本庁】</b>                      過年度未収金について、決算日現在、1,570件30,868,654円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p><b>【妙高病院】</b>                      過年度未収金について、決算日現在、77件1,632,042円が未納となっていた。                      件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p><b>【中央病院】</b>                      1 過年度未収金について、決算日現在、2,684件59,784,544円が未納となっていた。                      未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>過年度未収金については、定期的な催告、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>1 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、未収金徴収嘱託員を配置しており、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護</p>

2 物品管理簿（ETCカード）を作成していなかった。

新潟県病院局財務規程で準用する物品会計規則に基づく事務処理を行われない。

**【十日町病院】**

過年度未収金について、決算日現在、884件21,038,344円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

**【精神医療センター】**

過年度未収金について、決算日現在、261件9,117,074円が未納となっていた。

未納額の早期収納に努められたい。

**【津川病院】**

過年度未収金について、決算日現在、240件2,920,546円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策に

士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

2 物品管理簿及び物品出納簿（ETCカード）を備えました。

今後は、財務規程等に基づき適正な処理を行ってまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努め、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努め、引き続き早期収納に努めてまいります。



についても一層強化されたい。

**【吉田病院】**

過年度未収金について、決算日現在、744件18,413,988円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

**【がんセンター新潟病院】**

過年度未収金について、決算日現在、1,458件33,289,949円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

	<p><b>【新発田病院】</b>                  過年度未収金について、決算日現在、2,923件64,935,677円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p><b>【坂町病院】</b>                  過年度未収金について、決算日現在、560件8,467,952円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、未収金徴収嘱託員を配置しており、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p>
--	---	---

監査結果報告公表

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年10月31日

新潟県監査委員 八 木 浩 幸  
 新潟県監査委員 小 島 義 徳  
 新潟県監査委員 小 島 晋  
 新潟県監査委員 岡 俊 幸

## 1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

## 2 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

## 3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われているが、一部において是正又は改善を要する事項等が認められた。

## 【監査結果の区分（是正又は改善を要する事項等）】

区 分	内 容
指摘事項	明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 等
注意事項	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
検討事項	指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関して是正、改善の検討を求めるもの

監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計  
(産業労働部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
しごと定住促進課	令和5年9月11日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農産園芸課	令和5年9月13日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和5年7月5日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
児童・障害者相談センター	令和5年7月5日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項 物品の管理に関する事項

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
巻農業振興部	令和5年6月21日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	令和5年9月1日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(指摘事項)</p> <p>1 個人情報に記載されている文書について、不注意により紛失及び誤送付したものがあった。 令和3年度も個人情報の誤送付事案が発生しているにもかかわらず、令和4年度においても同様の事案が発生した。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p>2 貝喰川排水機場において、電気設備工事に着手した平成23年度に電気事業法に係る「電気主任技術者」の選任及び「工事計画」、「保安規程」の提出を失念し、その後も選任及び提出をしていなかった。 電気事業法に基づいた適正な事務手続を行われたい。</p> <p>(注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項</p>

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和5年7月10日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(注意事項) 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項</p>
児童・障害者相談センター	令和5年7月10日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(指摘事項) 子ども家庭費負担金について、決算日現在、過年度調定分637件7,117,880円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>(注意事項) 歳入の収納に関する事項 物品の管理に関する事項</p>

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	令和5年6月26日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項</p>

児童・障害者相談センター	令和5年6月26日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(指摘事項) 子ども家庭費負担金について、決算日現在、 過年度調定分617件8,367,614円が未納となっ ていた。 件数、金額とも増加しているのので、具体的 な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収 納に努められたい。  (注意事項) 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項
妙高砂防事務所	令和5年6月28日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	適正と認めた。
直江津港湾事務所	令和5年6月30日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	同 上

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
財務課	令和5年9月8日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
義務教育課	令和5年8月1日	令和4年度	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	適正と認めた。

教育委員会公告

令和6年4月県立高等学校の全日制・定時制等の生徒募集について(公告)

令和6年4月県立高等学校の全日制の課程・定時制の課程のそれぞれの第1学年に入学させる生徒並びに通信制の課程の生徒を次により募集する。

令和5年10月31日

新潟県教育委員会 教育長 佐野 哲 郎

1 全日制の課程

学 校 名	学科名	学級数	生徒数
村上高等学校	普 通	3学級	120人
村上桜ヶ丘高等学校	総 合 (単位制)	3学級	120人
中条高等学校	普 通	2学級	80人
新発田高等学校	普 通	6学級	240人
	理 数	1学級	40人
	計	7学級	280人
新発田南高等学校	普 通	3学級	120人
	機械工学	1学級	40人
	建築工学	1学級	40人
	土木工学	1学級	40人
	電子情報工学	1学級	40人
計	7学級	280人	
新発田農業高等学校	生物資源	2学級	80人
	食品科学	1学級	40人
	環境科学	1学級	40人
	計	4学級	160人

新発田商業高等学校	商業	3学級	120人
阿賀野高等学校	普通	2学級	80人
豊栄高等学校	普通	2学級	80人
新潟高等学校	普通 理数 計	7学級	280人
		2学級	80人
		9学級	360人
新潟中央高等学校	普通 普通(学究コース) 食物 音楽 計	5学級	200人
		2学級	80人
		1学級	40人
		1学級	40人
		9学級	360人
新潟南高等学校	普通 普通(理数コース) 計	8学級	320人
		1学級	40人
		9学級	360人
新潟江南高等学校	普通	7学級	280人
新潟西高等学校	普通	7学級	280人
新潟東高等学校	普通	6学級	240人
新潟北高等学校	普通	3学級	120人
新潟工業高等学校	I T 工学 メカトロクス工学 都市工学 建築工学 環境化学 計	1学級	40人
		2学級	80人
		1学級	40人
		2学級	80人
		1学級	40人
		7学級	280人
新潟商業高等学校	総合ビジネス 情報処理 国際教養 計	4学級	160人
		2学級	80人
		2学級	80人
		8学級	320人
新潟向陽高等学校	普通 (単位制)	5学級	200人
巻高等学校	普通 (単位制)	7学級	280人
巻総合高等学校	総合 (単位制)	5学級	200人
新津高等学校	普通	6学級	240人
新津工業高等学校	工業マイスター 生産工学 ロボット工学 日本建築 計	1学級	40人
		1学級	40人
		1学級	40人
		1学級	30人
		4学級	150人
新津南高等学校	普通	3学級	120人
白根高等学校	普通	2学級	80人
五泉高等学校	総合 (単位制)	5学級	200人
村松高等学校	普通	2学級	80人
阿賀黎明高等学校	普通	1学級	40人
三条高等学校	普通	6学級	240人

三条東高等学校	普通	5学級	200人
新潟県央工業高等学校	機械加工	1学級	40人
	電子機械	1学級	40人
	情報電子	1学級	40人
	建設工学	1学級	40人
	計	4学級	160人
三条商業高等学校	総合ビジネス	3学級	120人
吉田高等学校	普通	2学級	80人
分水高等学校	普通	2学級	80人
加茂高等学校	普通	4学級	160人
加茂農林高等学校	生産技術	1学級	40人
	環境緑地	1学級	40人
	食品技術	1学級	40人
	生物工学	1学級	40人
	計	4学級	160人
長岡高等学校	普通	6学級	240人
	理数	2学級	80人
	計	8学級	320人
長岡大手高等学校	普通	6学級	240人
	家政	1学級	40人
	計	7学級	280人
長岡向陵高等学校	普通	5学級	200人
長岡農業高等学校	生産技術	2学級	80人
	食品科学	1学級	40人
	生活環境	1学級	40人
	計	4学級	160人
長岡工業高等学校	機械工学	1学級	40人
	電気電子工学	2学級	80人
	物質工学	1学級	40人
	産業デザイン	1学級	40人
	計	5学級	200人
長岡商業高等学校	総合ビジネス	4学級	160人
正徳館高等学校	普通	1学級	40人
栃尾高等学校	総合 (単位制)	2学級	80人
見附高等学校	普通	2学級	80人
柏崎高等学校	普通	5学級	200人
柏崎常盤高等学校	普通	3学級	120人
柏崎総合高等学校	総合 (単位制)	3学級	120人
柏崎工業高等学校	機械創造	1学級	40人
	電気技術	1学級	40人
	環境化学	1学級	40人
	計	3学級	120人
小千谷高等学校	普通	5学級	200人
小千谷西高等学校	総合 (単位制)	4学級	160人
小出高等学校	普通	4学級	160人
国際情報高等学校	国際文化	2学級	80人



	情報科学 計	1学級 3学級	40人 120人
六日町高等学校	普 通	5学級	200人
八海高等学校	普 通	2学級	80人
塩沢商工高等学校	地域創造工学 商 業 計	2学級 1学級 3学級	80人 40人 120人
十日町高等学校	普 通	5学級	200人
十日町総合高等学校	総 合 (単位制)	3学級	120人
松代高等学校	普 通	2学級	80人
高田高等学校	普 通 理 数 計	5学級 1学級 6学級	200人 40人 240人
高田北城高等学校	普 通 生活文化 計	5学級 1学級 6学級	200人 40人 240人
高田農業高等学校	生物資源 食品科学 農業土木 計	2学級 1学級 1学級 4学級	80人 40人 40人 160人
上越総合技術高等学校	機械創造工学 電気情報 建築環境 土木防災 計	2学級 1学級 1学級 1学級 5学級	80人 40人 40人 40人 200人
高田商業高等学校	総合ビジネス	3学級	120人
有恒高等学校	普 通	1学級	40人
新井高等学校	総 合 (単位制)	4学級	160人
糸魚川高等学校	普 通	3学級	120人
糸魚川白嶺高等学校	総 合 (単位制)	3学級	120人
海洋高等学校	水産資源 海洋開発 計	1学級 1学級 2学級	40人 40人 80人
佐渡高等学校	普 通	5学級	200人
羽茂高等学校	普 通	1学級	40人
佐渡総合高等学校	総 合 (単位制)	4学級	160人

## 募集方法について

- 新発田南高等学校は、「機械工学科」、「建築工学科」、「土木工学科」、「電子情報工学科」を工業科として募集する。
- 新潟工業高等学校、新発田農業高等学校、新潟県央工業高等学校、加茂農林高等学校、長岡農業高等学校、長岡工業高等学校、柏崎工業高等学校、国際情報高等学校、高田農業高等学校、上越総合技術高等学校、海洋高等学校は全学科を一括して募集する。

## 2 定時制の課程

学校名	学科名	学級数	生徒数
荒川高等学校	普通(午前部) (単位制)	1学級	35人
西新発田高等学校	普通(午前部) (単位制)	2学級	70人
新潟翠江高等学校	普通(午前部) (単位制)	1学級	35人
長岡明德高等学校	普通(午前部)	3学級	105人
	(夜間部)	1学級	35人
	(単位制) 計	4学級	140人
出雲崎高等学校	普通(午前部) (単位制)	1学級	35人
堀之内高等学校	普通(午前部) (単位制)	2学級	70人
十日町高等学校	普通	1学級	40人
高田南城高等学校	普通(午前部) (単位制)	2学級	70人
佐渡高等学校 相川分校	普通(午前部) (単位制)	1学級	35人

3 通信制の課程

学校名	学科名	生徒数
新潟翠江高等学校	普通	若干人
高田南城高等学校	普通	若干人

令和6年4月県立中等教育学校の生徒募集について(公告)

令和6年4月県立中等教育学校のそれぞれの第1学年に入学させる生徒を次により募集する。

令和5年10月31日

新潟県教育委員会 教育長 佐野 哲 郎

県立中等教育学校

学校名	学級数	生徒数
村上中等教育学校	2学級	80人
燕中等教育学校	2学級	80人
柏崎翔洋中等教育学校	2学級	80人
津南中等教育学校	2学級	80人
直江津中等教育学校	2学級	80人
佐渡中等教育学校	1学級	40人

出願資格

県立中等教育学校の入学者選抜に出願することができる者は、令和6年3月に小学校又は特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者(児童に対して親権を有する者をいい、親権を有する者がいないときは、未成年後見人をいう。)とともに居住する自宅から通学可能な者
- (2) 新潟県教育委員会教育長が、特別に受検資格を承認した者

雑 報

一般競争入札の実施について(公告)

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立看護大学 新棟、旧棟、体育館

棟及び第2駐車場照明器具更新(LED化)工事について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年10月31日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 神田 清子

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 工事名

公立大学法人新潟県立看護大学 新棟、旧棟、体育館棟及び第2駐車場照明器具更新(LED化)工事

##### (2) 工事場所

公立大学法人新潟県立看護大学(新潟県上越市新南町240番地)

##### (3) 工事の仕様等

入札説明書による。

##### (4) 工事期間

契約締結の日から令和6年3月29日(金)まで

#### 2 入札説明書の交付等

##### (1) 交付場所

新潟県立看護大学総務課庶務係(新潟県上越市新南町240番地)

なお、上記の場所で交付するほか、新潟県立看護大学ホームページでも公開する。

##### (2) 本件入札に関する問い合わせ方法

入札説明書による。

#### 3 入札執行の日時及び場所

##### (1) 日時 令和5年11月21日(火) 午前10時

##### (2) 場所 新潟県上越市新南町240番地

公立大学法人新潟県立看護大学 1階 第1会議室

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 令和4・5年度新潟県建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)の電気工事に登録されており、格付けがAランクの者であること。

(6) 新潟県上越地域振興局、糸魚川地域振興局、柏崎地域振興局管内に本社があるものであり、事故発生時に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。

(7) 後記5に定めるところにより、競争入札参加申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立看護大学理事長から確認を受けている者であること。

#### 5 競争入札参加申請書等の提出

本件入札に参加することを希望する者は、入札説明書に定めるところにより競争入札参加申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立看護大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、入札説明書に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

提出方法については入札説明書による。

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札の方法

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

##### (2) 入札書の名義人

本人又は代理人に限る。

##### (3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 入札金額を積算した工事積算内訳書を入札書に添付すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他は、入札説明書による。

7 入札の無効

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

免除する

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号、第2号及び第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

- (1) この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立看護大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。
- (2) その他詳細は、入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について（公告）**

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学実習室改修電気設備工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年10月31日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

1 入札に付する事項

- (1) 工事名  
新潟県立大学実習室改修電気設備工事
- (2) 工事場所  
新潟市東区海老ヶ瀬471番地 地内
- (3) 工事の仕様等  
図面及び設計書による。
- (4) 工期  
契約締結の日から30日間

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間  
令和5年10月31日（火）から令和5年11月7日（火）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所及び問い合わせ先  
新潟市東区海老ヶ瀬471番地  
新潟県立大学総務財務部企画広報課  
電話番号 025-368-8224 FAX番号 025-270-5173 電子メールアドレス kikaku@unii.ac.jp

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時

令和5年11月13日(月) 午前11時

(2) 場所

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地  
新潟県立大学 コモンズ3号館5402会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 令和4・5年度新潟県入札参加資格者名簿の電気工事に登録されている者であり、Bランク以上の者であること。
- (5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和5年10月7日(火) 午後5時15分

イ 提出場所 新潟市東区海老ヶ瀬471番地  
新潟県立大学総務財務部企画広報課

ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数 競争入札参加資格確認申請書 1部

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和5年11月9日(木) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

6 入札の方法

- (1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入

札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

10 契約の手續において使用する言語及び通貨

契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申し立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がない時は契約を締結しない場合がある。）

イ 本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。